

森 芳 三
もり よし ぞう

学位の種類 経済学博士
学位記番号 経第13号
学位授与年月日 昭和43年3月21日
学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 明治期独占組織の形成

論文審査委員 (主査)
教授 齋藤 晴造 教授 中村 吉治
" 吉田 震太郎

論文内容の要旨

本論文は、全四章より成っており、それぞれ既発表論稿を基礎としながら、全体を再構成し、統一して編別をなすに至ったものである。

本論文が主眼をなす課題は、明治期における紡績連会を中心に、近代工業の資本家的組織の推移をあつかい、資本主義の発達段階のそれぞれにおける性質を分析しようとしたものである。以下章を追って、その内容の要約を紹介する。

第一章は、明治十年代の紡績連合会をあつかっている。

紡績連合会は明治15年の成立であるが、洋紙製造業においても同様の連合会がほぼ同じ時期成立した。このように、洋式機械を輸入し洋人技師を雇い、その技術を見習って産業を起そうとした部門に、このような連合会の成立を見るのは、注目すべき事実といわねばならぬ。そこで研究史をみると、カルテルとするか、もしくは同業組合的の性格とするかの二説があり、とくに深く追求されていないのである。したがってそれぞれの説について、理由づけを知ることは困難なわけである。しかし同業組合的とみることは、資本とくに近代的機械制工業の部門であるだけに、支持しえない。もっとも、なぜ同業組合的とする説がでてくるかは別個の課題となるところだが、ともかく無理な説である。さればといって、カルテル説を支持できるわけではない。なぜなら、資本主義の初期にカルテルが現れるとすることは全くできない。それならこれをどうみるか、そ

の性質を見究める必要があると課題を出した。

そこでなぜ連合会が設立されたかを調べると、開港後とくに明治に入って、綿製品関係の輸入が激増し、とくに綿糸が大きく影響している。その結果、貿易収支は逆調となり、財政を圧迫し、さらに国内棉作農民を圧迫しているのである。それがため明治政府は、このことを防ぐため近代的綿糸紡績業の扶植に力を出した。また大阪紡績のように全く民間から起ったものもあったが、十年代は政府の保護をうけたものが多かった。そうしたことから紡績業は「洋糸防遏」を任務としていた。製紙連合会の場合はその規約の中に、外国品と対抗するためのものであることを理解できる条項を含んでいる。紡績業では最初の規約は残存しないが、各紡績所設立趣意書にそれを理解できるものが少ない。

開国して国際貿易に入ったとき、先進国工業製品の圧倒的流入をうけ、国際収支に困難を来し、また国内農民が破滅に追いやられる事情は、どこにも見られるが、独立国家は関税政策によってある程度は防ぎとめ、国内産業を保護、育成した。しかし日本は不平等条約下関税自主権がなくそれができなかった。したがって関税の欠如を補ったのが連合会であり、育成関税と同様の役割を担ったとするのが本稿の主張である。

そこで連合会のなした事をみると、技術修得、技術者、従業員等の養成、生産の成績の相互公開、協力など、カルテルと違って育成的役割が強く、独占的な側面、例えば価格協定などの面は殆んど効果的に行われていない。

そこで、この連合会は初期資本のいわゆる初期独占ではなく、産業資本育成を果たしたものであるから育成「カルテル」とし、本来的カルテルに先行したものであるとした。

最後に、マニファクチュアや小生産にあっては、「粗製濫造」問題を契機としその克服のため同業組合を結成するに至るが、のちに出現する協同組合が、ここでは外国の進んだ国との貿易関係をとりむすんだところに生れているものであり、保護的性質をもつものとしている。

第二章は明治二十年代の紡績連合会をあつかっている。

先章のあとをうけ、初期「カルテル」がどう変ってゆくかを分析した。明治23年最初の恐慌とともに、紡績連合会はさまざまな活動をした。とくにダンピング的性質をもった最初の輸出を開始した。研究史上は、やはり同業組合的性質とみる見解もあるが、カルテル説が多くなる。同業組合的とする説は、紡績業はじめ、日本での産業資本の確立が、日清戦争後であるとすべくとすると、そのまゝに「カルテル」を認めるのに疑問視するためである。他方、カルテル説は、紡績のその後の活動を扱っておらず、また、その後の日清戦争後産業資本確立をみとめる点では同業組合説と同一である。同業組合説の疑問に答えていない。本稿では、小生産からマニファクチュアへ、そして機械制大工業の成立へと進む順調な過程を前提とする方法の実証という手続

きからは、そのような問題は解きえないのではないかとし、初期「カルテル」の変化に注目した。

まず、ドイツ資本主義において、育成関税がどのような条件で、どのような具合に、カルテル保護関税に変化して行ったかを明かにし、またドイツ資本主義が後進国として、イギリス資本主義とくらべて、どのように異った道をたどったか、どのように異った発展段階を経過したかをみた。それによって日本の場合の発展上の特徴をとらえ、育成「カルテル」の変化をとらえる手がかりをとらえようとした。

紡績連合会は明治21年に、企業勃興のあとをうけ、あらためてその団結を強固にすべく、名称、規約その他を改めて新たな出発をした。それは競争を制限し洋糸に対抗するためであった。そこで明治23年恐慌においてとった対策をみると、育成的側面がなくなったといえないが、洋糸対抗の姿勢をとりながら、カルテル的性質を示すものへ変化した。とくに、輸入品には高率関税を要求し、自国製品の輸出には低率関税と奨励を求める姿勢が現れた。もっとも自主関税の欠如したわが国は、これはできなかったが、注目される事実である。それが進んでは、棉花輸入、綿糸輸出両関税免除の要求となったものである。明治20年代の紡連は、この運動に明け暮れたといつてよい。

綿糸両関税の免除は、自由主義的性質の政策、自由貿易の実現とする見解が、研究史上一般的であって、引きつづく産業資本確立へと結びつけてゆく。ところが帝国農会を代辯とする農業側の批判は、紡績は自由貿易を求めると称してその実は自分だけを保護することを求めているのだとのべた。とくに棉花関税の免除に対し農村棉作を破滅させると農村の批判、反対が強かった。

棉花輸入関税免除を扱った研究書はあるが、綿糸輸出関税免除を扱ったものは、ごく少なく、前述のように、関税の低率化ないし免除をイギリス自由貿易運動のときの実施と類似していることもあってか、自由貿易の実施とされている。本稿はそれと全く逆に規定してある。すなわち、関税自主権がないために輸入外国製品に高関税を付する等自由がない。そこで、競争し合う印度綿糸と日本糸が中国市場に到着したときの価格関係を詳しくしらべ、どのように援助すれば競争に勝てるかを考えて採ったもので、関税自主権欠如の下で採ったカルテル保護関税政策であるとされた。したがって正常な形のものではないのである。

ついで、印度棉花購入にあたって、日本郵船会社と紡績連合会の提携についても、これを独占的性質のものとする説はなかったが、これを海運同盟にもなり独占的性質とした。すなわち、孟買、日本航路は外国船の独占で、その間に海運同盟が成立し、その他の船の就航を駆逐していた。日本郵船は紡績連合会と結んで、定期船就航を安定させる積荷保障を獲得、さらに国家援助の下、つまり三者一体となって、海運同盟とくにその有力船会社であったビー・オー会社と争ったのである。かくて協定成って日本郵船は海運同盟に加盟するが、さきの積荷安定の保障に紡

連とていけいし、運賃の一部をリベートすることにした。この特約関係は紡連のカルテル的性質を一段強加した。

こうして、たんに明治23年恐慌のときの処置によってばかりでなく、その後の政策要求とその実施を通じ、紡績連合会がカルテルとして変って行った。

第三章は、前章をうけて、紡績業がカルテル的性質を加え、海外輸出に情力的に乗り出しながら、いち早く海外への企業進を試みるに至った事情をさぐっている。

日清戦争後の下関条約第6条第4項は、中国における企業経営を日本にみとめた条項であるが、それは通商条約に再議さるべきものであった(という点も争点であったが)。その交渉過程の分析を通じ、争点は、企業経営はみとめつつ、中国国内課税と最恵国條款が争われたことがわかりその結着までに先進諸国の動向が大きく作用している。外国は、最恵国條款によって日本の獲得を利用し、中国の日本への対立に当っては中国側に廻っている。こうした事情があって、日本の企業進出は具合よく進行しなかったが、その動きはすでにあった。そしてそれは、海外諸国の中国進出に刺激されたことであった。

19世紀末中国市場は大きく問題となり、海外企業の進出は、商業機関、銀行のほか、製造業に及んだが、製造企業はみとめておらず外交上の争点であった。日清戦争はこれを解決したが、日本はその利用を困難にされ、それをこえるほどの力もなかったといえよう。

第四章において、明治30年代にあったとされる産業革命説の再検討と独占化傾向を扱っている。

まずはじめに、日本のばあい、産業資本の形成は程なく独占化(カルテル形成)してき、その重複した進行を特徴としている。しかしこのような事情は日本だけにみられるのではなく、いわゆる後進資本主義にみられることである。反面では農村分解の不徹底、手工業の残存などをともなった。

こういう場合の産業革命はどのようになるかを問い、産業革命の始点は、近代的機械制工場の創設に求められるが、終りの方は、独占化が進行してゆくのと重なることから、明瞭に判別できなくなり、産業革命は歴史的時期区分を劃しがたいとして問題を出している。

ついで日本の産業革命をしらべると、明治30年頃では、紡績業をのぞいては、機械制大工業はすくなく、重工業とくに工作機械部門の著しい立ちおくれがあることがみとめられる。他方では、生産と資本の集中運動がはじまり、カルテル形成も進んだ。しかもそのうえ国家資本が拡充され、官業のほか特殊銀行とりわけ日本興業銀行が外資の導入、資本輸出を行っていることから、たんに産業革命の時期とだけみることはできない。重工業製品、とくに機械の海外輸入に依存したことは日本産業革命の不具性、特殊性とみとめられる。

最後に、日本資本主義の後進性と従属性のうち、従属性の面はやがて明治末期関税改正によって自主性を回復した時期に求められ、そのとき、独占資本主義の一応の成立とともに資本主義としても成立したものとみている。

論文審査結果の要旨

この博士論文は明治15年創設の紡績連合会の発展を中心に明治期における独占組織の成立を論じたもので、論文提出者のほぼ15年にわたる研究成果がここに集大成されている。

その章別構成は第1章では明治10年代の紡績連合会を、第2章では明治20年代の紡績連合会をそれぞれ主として取扱い、第3章では前章をうけて、紡績連合会が著しくカルテル的性格を帯び、その傘下企業が輸出に情力的に乗り出すとともに、いち早く海外への企業進出を試みるに至った要因を詳論し、終章では日本における産業革命についての諸説の再検討を通じ、明治30年代において資本主義の確立と独占資本の成立とが重なる特殊事情を闡明し、これを結論に代えている。

そのとりわけ独創的なところは、初期の紡績連合会の性格について、従来の同業組合説と独占体説とを批判的に検討し、両者のいずれともいい難い「洋糸紡績」のための「育成カルテル」説をたて、その発展過程においては、棉花輸入税と綿糸輸出税の免除が通説のような単なる自由主義的要請に基くものではなく、紡績連合会の明かに独占組織としての性格によるものであると、むしろ総じて創成期に引続いて、対外関係が発展的に紡績連合会を急速にカルテル化させたその経緯を解明し、独占組織としての紡績連合会の性格もダンピング操業短縮のみ求むべきではないとしているところであろう。これは極めて重要な指摘であって、論証になお幾多の不充分なところが見出されるにも拘らず、高く評価しなければならない。

なお、棉花輸入税免除についての研究は多いが、この論文のように綿糸輸出税の免除をもそれとの関連の下に同時に採上げたものは基だ少ない。

以上述べたところにより、論文提出者は経済学博士の学位をうける資格をもつものと認定される。